専任技術者資格区分一覧（一般建設業）１／３

「１」　･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」　･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」　･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）
「７※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）
「７○」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

		コード	資格区分	建設業の種類																												
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		01	法第７条第2号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		02	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	１級建設機械施工管理技士	7				7								7																
		1F	１級建設機械施工管理技士補																													
		12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）	7				7								7																
		1G	２級建設機械施管理工技士補　（第１種～第６種）																													
		13	１級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※			7※			7※		7		7※	7
		1H	１級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
		14	２級土木施工管理技士　種別　土　木	7			7○	7	7	7○			7○	7	7○	7	7			7○	7○			7○			7○		7		7○	7
		15	２級土木施工管理技士　種別　鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7	7○			7○			7○		7○		7○	7○
		16	２級土木施工管理技士　種別　薬液注入				7○	7	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
		1J	２級土木施工管理技士補　種別　土　木				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
		1K	２級土木施工管理技士補　種別　鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
		1L	２級土木施工管理技士補　種別　薬液注入				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
		20	１級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7※	7				7	7※	7※	7※	7
		2C	１級建築施工管理技士補			7※	7※	7※	7※	7※			7※		7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※
		21	２級建築施工管理技士　種別　建　築		7	7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
		22	２級建築施工管理技士　種別　躯　体			7	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
		23	２級建築施工管理技士　種別　仕上げ			7	7	7○	7	7			7		7○			7	7	7	7	7	7○	7				7	7○	7○	7○	7○
		2D	２級建築施工管理技士補			7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○
		27	１級電気工事施工管理技士								7												7※							7※		
		2E	１級電気工事施工管理技士補																				7※							7※		
		28	２級電気工事施工管理技士								7												7○							7○		
		2F	２級電気工事施工管理技士補																				7○							7○		
		29	１級管工事施工管理技士									7			7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
		2G	１級管工事施工管理技士補												7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
		30	２級管工事施工管理技士									7			7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
		3A	２級管工事施工管理技士補												7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
		31	１級電気通信工事施工管理技士																						7							
		3B	１級電気通信工事施工管理技士補																													
		32	２級電気通信工事施工管理技士																						7							
		3C	２級電気通信工事施工管理技士補																													
		33	１級造園施工管理技士				7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※		7	7※		7※		7※	7※
		3D	１級造園施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
		34	２級造園施工管理技士				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○		7	7○		7○		7○	7○
		3E	２級造園施工管理技士補				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	免許証	37	１級建築士		7	7				7			7	7								7										
		38	２級建築士		7	7				7			7									7										
		39	木造建築士			7																										
技術士法	登録証	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	7				7			7					7	7									7						7
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	7				7			7			7		7	7									7						7
		43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	7				7																								
		44	電気電子・総合技術監理「電気電子」								7														7							
		45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学，熱工学を除く）																				7									
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」									7											7									
		47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）									7																	7			
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」									7															7		7			
		49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	7				7									7															
		50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																							7						
		51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」	7				7																		7						
		52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理，廃棄物管理を除く）									7																				
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」									7																	7			
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」									7																	7		7	
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

専任技術者資格区分一覧（一般建設業）２／３

		コード	資格区分	建設業の種類																										
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法	免状	55	第１種電気工事士								7																					
		56	第２種電気工事士　合格後、【３年】の実務経験が必要								7																					
電気事業法	免状	58	電気主任技術者（第１種～第３種）　合格後、【５年】の実務経験が必要								7																					
電気通信事業法	免状	59	電気通信主任技術者　合格後、【５年】の実務経験が必要																					7								
		35	工事担当者（注８）　合格後、【３年】の実務経験が必要																					7								
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者　合格後、【１年】の実務経験が必要									7																				
消防法	免状	68	甲種 消防設備士																											7		
		69	乙種 消防設備士																											7		
職業能力開発促進法		71	建築大工			7																										
		64	型枠施工			7		7																								
		72	左官				7																									
		57	とび・とび工					7																								7
		73	コンクリート圧送施工					7																								
		66	ウェルポイント施工					7																								
		74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管								7																					
		75	給排水衛生設備配管								7																					
		76	配管（注１）・配管工								7																					
		70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7														
		77	タイル張り・タイル張り工										7																			
		78	築炉・築炉工・ れんが積み										7																			
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7				7																			
		80	石工・石材施工・石積み						7																							
		81	鉄工（注２）・製罐（セイカン）											7																		
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												7																	
		83	工場板金															7														
		84	板金・建築板金・板金工（注４）							7								7														
		85	板金・板金工・打出し板金															7														
		86	かわらぶき・スレート施工							7																						
		87	ガラス施工																7													
		88	塗装（注６）・木工塗装・木工塗装工																	7												
		89	建築塗装・建築塗装工																	7												
		90	金属塗装・金属塗装工																	7												
		91	噴霧塗装																	7												
		67	路面標示施工																	7												
		92	畳製作 ・ 畳工																			7										
		93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			7										
		94	熱絶縁施工																					7								
		95	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7				
		96	造園																							7						
		97	防水施工																		7											
		98	さく井																								7					
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものを実務経験1年以上。

下記の表の資格者が解体工事業の専任技術者となるためには，資格に加え，右欄の技術者要件を満たす必要があります

コード	資格		技術者要件
13	1級土木施工管理技士	平成27年度までの合格者	※左記の資格に加え、以下のいずれかを満たすこと ①合格後、解体工事に関する実務経験1年以上 ②登録解体工事講習の受講
14	2級土木施工管理技士（土木）		
20	1級建築施工管理技士		
21	2級建築施工管理技士（建築）		
22	2級建築施工管理技士（躯対）		
41	技術士(建設・総合技術管理（建設))		
42	技術士（建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術管理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		
57	2級とび・とび土工技能士 ※合格後，とび土工工事に関する実務経験3年（平成15年以前の合格者は1年以上）が必要		左記の資格に加え、合格後、解体工事に関する実務経験3年（平成15年以前合格者は1年）以上が必要

専任技術者資格区分一覧（一般建設業）３／３

	コード	資格区分			建設業の種類																											
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	61	地すべり防止工事　合格後，【１年】の実務経験が必要							7																			7					
	40	基礎ぐい工事							7																								
	62	建築設備士　合格後，【１年】の実務経験が必要										7	7																				
	63	計装　合格後，【１年】の実務経験が必要										7	7																				
	60	解体工事																															7
	36	基幹技能者（注7）	種目	登録電気工事基幹技能者								7													7								
				登録橋梁基幹技能者					7						7																		
				登録造園基幹技能者																						7							
				登録コンクリート圧送基幹技能者					7																								
				登録防水基幹技能者																		7											
				登録トンネル基幹技能者					7																								
				登録建設塗装基幹技能者																	7												
				登録左官基幹技能者				7																									
				登録機械土工基幹技能者					7																								
				登録海上起重基幹技能者														7															
				登録ＰＣ基幹技能者					7							7																	
				登録鉄筋基幹技能者												7																	
				登録圧接基幹技能者												7																	
				登録型枠基幹技能者			7																										
				登録配管基幹技能者									7																				
				登録鳶・土工基幹技能者					7																								
				登録切断穿孔基幹技能者					7																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																			7										
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7				
				登録エクステリア基幹技能者					7	7				7																			
				登録建築板金基幹技能者							7								7														
				登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7											
				登録ダクト基幹技能者										7																			
				登録保温保冷基幹技能者																					7								
				登録グラウト基幹技能者					7																								
				登録冷凍空調基幹技能者									7																				
				登録運動施設基幹技能者					7								7										7						
				登録基礎工基幹技能者					7																								
				登録タイル張り基幹技能者										7																			
				登録標識・路面標示基幹技能者					7												7												
				登録消火設備基幹技能者																											7		
				登録建築大工基幹技能者			7																										
				登録硝子工事基幹技能者																7													
				登録土工工事基幹技能者					7																								
				登録ＡＬＣ工事基幹技能者										7																			
				登録発破・破砕基幹技能者					7																								
				登録ウレタン断熱基幹技能者																					7								
				登録圧入工基幹技能者					7																								
				登録送電線工事基幹技能者					7			7																					
				登録さく井基幹技能者																								7					
				登録解体基幹技能者																													7
				登録あと施工アンカー基幹技能者					7																								
				登録計装基幹技能者								7	7											7		7							
				登録土質改良基幹技能者					7																								
				登録都市トンネル基幹技能者					7																								
				登録潜函基幹技能者					7																								
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

（注６）　塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

（注７）　建設業法施行規則第18条の３第２項第2号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者としては認められます。なお、平成３０年４月１日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設の種類に関して１０年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を１０年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

（注８）　電気通信事業法に基づく工事担当者資格証の交付を受けた者（令和３年４月１日以降の試験あるいは養成課程を経た，第１級アナログ通信及び第１級デジタル通信の工事担当者資格証の交付を受けた者又は総合通信の工事担当者資格証の交付を受けた者に限る）であって，その資格証の交付後，３年以上の実務経験を有する者に限られます。

専任技術者資格区分一覧（特定建設業）１／３

「２」　･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「３」　･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「６」　･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「８」　･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「９」　･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定７業種

	コード	資格区分			建設業の種類																											
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	法第７条第2号　イ　該当					2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	02	法第７条第２号　ロ　該当					5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	03	法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）			3	3						3	3		3		3										3						
	04	法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）					6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	１級建設機械施工管理技士			9				9								9																
	1F	１級建設機械施工管理技士補																															
	12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）							8																								
	1G	２級建設機械施工技管理士補　（第１種～第６種）																															
	13	１級土木施工管理技士			9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9			9	8※			8※			8※		9		8※	9
	1H	１級土木施工管理技士補						8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
	14	２級土木施工管理技士	種別	土　木				8○	8	8	8○			8○		8○		8			8○	8○			8○			8○		8		8○	8
	15			鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	16			薬液注入				8○	8	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	1J	２級土木施工管理技士補	種別	土　木				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	1K			鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	1L			薬液注入				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	20	１級建築施工管理技士				9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9				9	8※	8※	8※	9
	2C	１級建築施工管理技士補					8※	8※	8※	8※	8※			8※		8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※				8※	8※	8※	8※	8※
	21	２級建築施工管理技士	種別	建　築			8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8
	22			躯　体			8	8○	8	8○	8○			8		8			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8
	23			仕 上 げ			8	8	8○	8	8			8		8○			8	8	8	8	8	8○	8				8	8○	8○	8○	8○
	2D	２級建築施工管理技士補					8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○
	27	１級電気工事施工管理技士										9												8※							8※		
	2E	１級電気工事施工管理技士補																						8※							8※		
	28	２級電気工事施工管理技士																						8○							8○		
	2F	２級電気工事施工管理技士補																						8○							8○		
	29	１級管工事施工管理技士											9			8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	2G	１級管工事施工管理技士補														8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	30	２級管工事施工管理技士														8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	
	3A	２級管工事施工管理技士補														8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	
	31	１級電気通信工事施工管理技士																								9							
	3B	１級電気通信工事施工管理技士補																															
	32	２級電気通信工事施工管理技士																								8							
	3C	２級電気通信工事施工管理技士補																															
	33	１級造園施工管理技士						8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※		9	8※		8※		8※	8※
	3D	１級造園施工管理技士補						8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
	34	２級造園施工管理技士						8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	34	２級造園施工管理技士						8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	１級建築士				9	9				9			9	9								9										
	38	２級建築士					8				8			8									8										
	39	木造建築士					8																										
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）			9				9			9					9	9									9						9
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」			9				9			9			9		9	9									9						9
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」			9				9																								
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」										9														9							
	45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学，熱工学を除く）																						9									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」											9											9									
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）											9																	9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」											9															9		9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」			9				9									9															
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																									9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」			9				9																		9						
	52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理，廃棄物管理を除く）											9																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」											9																	9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」											9																	9		9	
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

専任技術者資格区分一覧（特定建設業）２／３

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法	55	第１種電気工事士																													
	56	第２種電気工事士　合格後、【３年】の実務経験が必要																													
電気事業法	58	電気主任技術者（第１種～第３種）　合格後、【５年】の実務経験が必要																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者　合格後、【５年】の実務経験が必要																						８							
	35	工事担当者（注８）　合格後、【３年】の実務経験が必要																						８							
水道法	65	給水装置工事主任技術者　合格後、【１年】の実務経験が必要																													
消防法	68	甲種 消防設備士																											８		
	69	乙種 消防設備士																											８		
職業能力開発促進法	71	建築大工			８																										
	64	型枠施工			８		８																								
	72	左官				８																									
	57	とび・とび工					８																								８
	73	コンクリート圧送施工					８																								
	66	ウェルポイント施工					８																								
	74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																													
	75	給排水衛生設備配管																													
	76	配管（注１）・配管工																													
	70	建築板金「ダクト板金作業」						８								８															
	77	タイル張り・タイル張り工									８																				
	78	築炉・築炉工・ れんが積み									８																				
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						８			８																				
	80	石工・石材施工・石積み						８																							
	81	鉄工（注２）・製罐（セイカン）																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												８																	
	83	工場板金															８														
	84	板金・建築板金・板金工（注４）							８								８														
	85	板金・板金工・打出し板金															８														
	86	かわらぶき・スレート施工							８																						
	87	ガラス施工																８													
	88	塗装（注６）・木工塗装・木工塗装工																	８												
	89	建築塗装・建築塗装工																	８												
	90	金属塗装・金属塗装工																	８												
	91	噴霧塗装																	８												
	67	路面標示施工																	８												
	92	畳製作 ・ 畳工																			８										
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			８										
	94	熱絶縁施工																					８								
	95	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									８				
	96	造園																													
	97	防水施工																		８											
	98	さく井																								８					
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものを実務経験1年以上。

専任技術者資格区分一覧（特定建設業）３／３

	コード	資格区分			建設業の種類																											
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	６１	地すべり防止工事		合格後，【１年】の実務経験が必要					８																			８					
	４０	基礎ぐい工事							８																								
	６２	建築設備士		合格後，【１年】の実務経験が必要																													
	６３	計装		合格後，【１年】の実務経験が必要																													
	６０	解体工事																															８
	３６	基幹技能者（注７）	種目	登録電気工事基幹技能者																						８							
				登録橋梁基幹技能者					８																								
				登録造園基幹技能者																													
				登録コンクリート圧送基幹技能者					８																								
				登録防水基幹技能者																		８											
				登録トンネル基幹技能者					８																								
				登録建設塗装基幹技能者																	８												
				登録左官基幹技能者				８																									
				登録機械土工基幹技能者					８																								
				登録海上起重基幹技能者														８															
				登録ＰＣ基幹技能者					８							８																	
				登録鉄筋基幹技能者												８																	
				登録圧接基幹技能者												８																	
				登録型枠基幹技能者			８																										
				登録配管基幹技能者																													
				登録鳶・土工基幹技能者					８																								
				登録切断穿孔基幹技能者					８																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																			８										
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									８				
				登録エクステリア基幹技能者					８	８				８																			
				登録建築板金基幹技能者							８								８														
				登録外壁仕上基幹技能者				８													８	８											
				登録ダクト基幹技能者																													
				登録保温保冷基幹技能者																					８								
				登録グラウト基幹技能者					８																								
				登録冷凍空調基幹技能者																													
				登録運動施設基幹技能者					８																								
				登録基礎工基幹技能者					８																								
				登録タイル張り基幹技能者																													
				登録標識・路面標示基幹技能者					８																								
				登録消火設備基幹技能者																											８		
				登録建築大工基幹技能者			８																										
				登録硝子工事基幹技能者																													
				登録土工工事基幹技能者					８																								
				登録ＡＬＣ工事基幹技能者										８																			
				登録発破・破砕基幹技能者					８																								
				登録ウレタン断熱基幹技能者																					８								
				登録圧入工基幹技能者					８																								
				登録送電線工事基幹技能者					８			８																					
				登録さく井基幹技能者																								８					
				登録解体基幹技能者																													８
				登録あと施工アンカー基幹技能者					８																								
				登録計装基幹技能者								８	８											８		８							
				登録土質改良基幹技能者					８																								
				登録都市トンネル基幹技能者					８																								
				登録潜函基幹技能者					８																								
その他	９９	その他（上記コードに該当するものを除く）					８	８	８	８	８			８		８		８	８	８	８	８	８	８	８	８		８	８	８	８	８	８
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

（注６）　塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

（注７）　建設業法施行規則第18条の３第２項第2号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者としては認められます。なお、平成３０年４月１日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設の種類に関して１０年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を１０年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

（注８）　電気通信事業法に基づく工事担当者資格証の交付を受けた者（令和３年４月１日以降の試験あるいは養成課程を経た，第１級アナログ通信及び第１級デジタル通信の工事担当者資格証の交付を受けた者又は総合通信の工事担当者資格証の交付を受けた者に限る）であって，その資格証の交付後，３年以上の実務経験を有する者に限られます。